

(案)
富良野市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
富良野市道路占用料徴収条例(昭和42年条例第14号)の一部を次のように改正する。

改正後					改正前				
附 則 (平成X年X月X日条例第X号) この条例は、平成29年4月1日から施行する。									
別表 (第2条関係) (単位：円)					別表 (第2条関係) (単位：円)				
	占有物件	単位	占有料			占有物件	単位	占有料	
			占有期間 1月以上	占有期間 1月未満				占有期間 1月以上	占有期間 1月未満
法第32条第1項第1号に掲げる工 作物	第一種電柱	1本につき1年	<u>310</u>		<u>1,000</u>	1本につき1年	第一種電柱	<u>1,000</u>	
	第二種電柱		<u>480</u>		<u>1,600</u>		第二種電柱	<u>1,600</u>	
	第三種電柱		<u>650</u>		<u>2,200</u>		第三種電柱	<u>2,200</u>	
	第一種電話柱		<u>280</u>		<u>930</u>		第一種電話柱	<u>930</u>	
	第二種電話柱		<u>450</u>		<u>1,500</u>		第二種電話柱	<u>1,500</u>	
	第三種電話柱		<u>620</u>		<u>2,100</u>		第三種電話柱	<u>2,100</u>	
	その他の柱類		<u>28</u>		<u>72</u>		その他の柱類	<u>72</u>	
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	<u>3</u>		<u>10</u>	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	<u>10</u>	
	地下電線その他地下に設ける線類		<u>2</u>		<u>5</u>	地下電線その他地下に設ける線類		<u>5</u>	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	<u>270</u>		<u>700</u>	路上に設ける変圧器	1個につき1年	<u>700</u>	
	地下に設ける変圧器	占有面積1平方メートルにつき1年	<u>170</u>		<u>480</u>	地下に設ける変圧器	占有面積1平方メートルにつき1年	<u>480</u>	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	<u>560</u>		<u>1,400</u>	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	<u>1,400</u>	

改正後					改正前				
	郵便差出箱及び信書便差出箱			240		郵便差出箱			600
	広告塔		表示面積1平方メートルにつき1年	760		広告塔		表示面積1平方メートルにつき1年	4,400
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1年	560		その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1年	1,400
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.1メートル未満のもの		長さ1メートルにつき1年	17	法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.1メートル未満のもの		長さ1メートルにつき1年	48
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			25		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			72
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			34		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			95
	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの			67		外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの			190
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの			170		外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの			480
	外径が1メートル以上のもの			340		外径が1メートル以上のもの			950
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	560	法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	1,400
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額	Aに0.007	法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.003を乗じて得た額	Aに0.005

改正後					改正前							
設			階数が2のもの		を乗じて 得た額				階数が2のもの		を乗じて 得た額	
			階数が3以上の もの		Aに0.008 を乗じて 得た額				階数が3以上の もの		Aに0.006 を乗じて 得た額	
	上空に設ける通路				380		上空に設ける通路				2,900	
	地下に設ける通路				230		地下に設ける通路				1,500	
	その他のもの				560		その他のもの				1,400	
法第32 条第1 項第6 号に掲 げる施 設	露 店	祭 典 で 一 時 的 に 設 け る も の	占有面積5平方 メートル未満	1回につき3 日まで		1,050	占有面積5平方 メートル未満	1回につき3 日まで		1,050		
			占有面積5平方 メートル以上10 平方メートル未 満				2,100		占有面積5平方 メートル以上10 平方メートル未 満			2,100
			占有面積10平方 メートル以上15 平方メートル未 満				3,150		占有面積10平方 メートル以上15 平方メートル未 満			3,150
			占有面積15平方 メートル以上20 平方メートル未 満				4,200		占有面積15平方 メートル以上20 平方メートル未 満			4,200
			占有面積20平方 メートル以上1 平方メートル増 すごとに				210		占有面積20平方 メートル以上1 平方メートル増 すごとに			210

改正後					改正前						
	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日		<u>8</u>		祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	<u>44</u>	<u>46</u>
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月		<u>76</u>		その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	<u>440</u>	<u>462</u>
道路法 施行令 (昭和27年政令第479号。以下「政令」という。) 第7条第1号に掲げる物件	看板 (アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月		<u>76</u>	道路法 施行令 (昭和27年政令第479号。以下「政令」という。) 第7条第1号に掲げる物件	看板 (アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	<u>440</u>	<u>462</u>
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年		<u>760</u>			その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>4,400</u>	
	標識		1本につき1年		<u>450</u>	標識		1本につき1年		<u>1,100</u>	
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本につき1日		<u>8</u>	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本につき1日		<u>44</u>	<u>46</u>
		その他のもの	1本につき1月		<u>76</u>		その他のもの	1本につき1月		<u>440</u>	<u>462</u>
	幕(政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日		<u>8</u>	幕(政令第7条第2号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日		<u>44</u>	<u>46</u>
その他のもの		その面積1平方メートルにつき1月		<u>76</u>	その他のもの		その面積1平方メートルにつき1月		<u>440</u>	<u>462</u>	

改正後					改正前					
7条第8号に掲げる施設	の上又は高架の道路の路面下に設けるもの	階数が1のもの	方メートルにつき1年	を乗じて得た額		7条第8号に掲げる休憩所、給油所及び自動車修理所	ンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	階数が1のもの	を乗じて得た額	
		階数が2のもの						階数が2のもの		
		階数が3のもの						階数が3のもの		
		階数が4以上のもの						階数が4以上のもの		
	その他のもの			Aに0.028を乗じて得た額			その他のもの		Aに0.018を乗じて得た額	
	上空に設ける道路			Aに0.02を乗じて得た額					Aに0.013を乗じて得た額	
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.02を乗じて得た額						
	その他のもの			Aに0.014を乗じて得た額						
政令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.02を乗じて得た額						
	その他のもの			Aに0.014を乗じて得た額						

改正後					改正前				
政令第7条第1号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.02を乗じて得た額						
	建築物		Aに0.02を乗じて得た額						
	その他のもの		Aに0.028を乗じて得た額						
政令第7条第12号に掲げる器具		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.028を乗じて得た額						
政令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る）の路面下に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.02を乗じて得た額						
	上空に設けるもの		Aに0.02を乗じて得た額						
	その他のもの		Aに0.028を乗じて得た額						
(略)					(略)				
備考 1 第一種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限					備考 1 第一種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限				

改正後	改正前
<p>る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第二種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第三種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。</p> <p>2 第一種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第二種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第三種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。</p> <p>3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。</p> <p>4 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。</p> <p>5 Aは、地方税法(昭和25年法律第226号)第349条に規定する固定資産課税台帳に登録された価格の1平方メートル当たりの価格をいうものとする。</p> <p>6 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。</p> <p>7 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもつて計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき、日額を除き16日以上ものは1月分、15日以内のものは月額の半額として計算するものとする。</p> <p>8 1件の占用料の総額が200円に満たないものは、これを<u>徴収しない</u>。</p> <p>9 占用期間が1月未満の場合において、上記により算出して得た額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p>	<p>る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第二種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第三種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。</p> <p>2 第一種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第二種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第三種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。</p> <p>3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。</p> <p>4 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。</p> <p>5 Aは、地方税法(昭和25年法律第226号)第349条に規定する固定資産課税台帳に登録された価格の1平方メートル当たりの価格をいうものとする。</p> <p>6 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。</p> <p>7 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもつて計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき、日額を除き16日以上ものは1月分、15日以内のものは月額の半額として計算するものとする。</p> <p>8 1件の占用料の総額が200円に満たないものは、これを<u>200円として徴収するものとする</u>。</p> <p>9 占用期間が1月未満の場合において、上記により算出して得た額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p>